

食安輸発0407第1号
平成27年4月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(フランス産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

「平成27年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正：平成27年4月3日付け食安輸発0403第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時の自主検査の結果、フランス産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者 及び包装者
平成27年4月7日	フランス	りんごジュース(原料用果汁 がりんごに由来するものに限 る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	GILLES WICKY
				WICKY GILLES
				CAVEAU CHANCENARD